思わぬ追徴課税 発生も!?

係会社間取引 寄附金該当事例

関係会社間取引は税務調査で問題になりがちです。価格が不 適正、しかるべき対価を受け取っていないとして取引価格が 否認され、損金算入が認められず追徴税額が多額に上ること もあります。指摘されやすい取引と適切な処理を確認します。

アタックス税理士法人 代表社員 税理士

愛知 吉隆

寄附金の損金算

追徴課税が

発生してしまいます。 入限度額を超えると、 金として扱われ、 ※2010年よりグループ法人税制が導入され、国内の100%子会社との特定の取引 では、譲渡損益等を認識しないこととなっていますが、本稿では取り扱いません。

~~

います。

場合には、 扱われることもあります。 を通じて利益が供与されたりした い傾向にあります。 不適正な価格で取引が行なわれ 損金経理を行なった取引が寄附 債権放棄や従業員の出向など 無償で貸付が行なわれた 税務上、 寄附金として

たり、

します。 与えることができる他社」を意味 方針の決定に対して重要な影響を

利益供与と寄附金税制

三者間取引より恣意的になりやす 前述の関係会社との取引は、 第

課税回避等)とされたときは、 不合理なものである 利)な価格である場合に、それが らかの会社に有利 題となりやすい項目です。 格等で恣意性が介在しやすく、 立当事者)間の取引より条件や 特に関係会社との売買で、 (利益移転

問題点 関係会社間取引の

で自社と密接な関係がある会社を どまらず、事業活動を行なううえ 係会社間取引の「関係会社」と 寄附金税制が問題となる際 親会社、子会社、孫会社にと の関

0)

関係会社とは

(3)法人税法上の寄附金とは

附金、 なります。 項)と定義され、原則として

一定 は無償の供与」(法人税法37条7 資産または経済的利益の贈与また れの名義をもってするかを問わ 額を超える場合は損金不算入と 法人税法上、 法人が行なった金銭その他の 拠出金、 見舞金その他いず 寄附金とは、

関係会社間取引について、 あります。 ると指摘され、 ず実質的な経済的利益の供与であ 前述のように、 課税されることが 税務調査では、 意図せ

資金、技術、

取引等の関係を通じ

財務および営業または事業の

後者はおおむね「出資、

人事、

関係会社間取引における 不合理な取引価格

れることが多く、 附金等とみなされます。 この種の取引は継続して行なわ 関係会社間取引は、 税務調査も3~ (もしくは不 第二 者 (独 間 価

事例 1 長年取引価格を見直さなかった事例

- ○自動車部品の製造会社Aは、製品の一部加工を外注先B(子 会社)、外注先C(第三者会社)に委託している。仕入先か らは、3か月ごとに単価の確認および見直しが行なわれ、 単価が変動する場合は、A社から外注先へ発注単価の見直 しを行なっている
- ○C社には、仕入先との単価の見直しのたびに発注単価の見直 しを行なっていた。しかし、B社には単価が大きく変わると き以外は見直しをしておらず、いつの間にか、B社はC社よ り受注単価が 10~30%程度低くなっていた
- ○この差につき調査官から説明を求められたが、合理的な説明 はできなかった

事例2 関係会社が経費を負担しなかった事例

- D社には資本関係のある関係会社があり、グループ企業と して経営を行なっている。以前は、各社ごとに経理や各事 務を行なっていたが、会計の一元化(連結を含む)や事務 効率向上のためのシステムを構築し、D社が一括で経理業 務等を行なうこととした
- D社に経理業務等が移行したにもかかわらず、関係会社は 経費等の負担をしなかった

その理由を確認します。 ていないか、異なっている場合は チェックをして、 が他者と比べて大きく異なっ 取引額 (単価

5年分が対象となるため、

金額

0

高額となります。

税務調査では関係会社を把握

す

原価 ないかをチェックします。 比較すべき他者がない場合は、 計算等を行ない、 利益に偏り

ジ等で関係会社の情報を確認する

るため、

臨場調査前にホームペー

か、もしくは申告書に添付される

一出資関係図」「別表2」により株

た事例長年取引価格を見直さなかっ

明細書をチェックします。

そして臨場調査の初日に会社概

主の状況・移動、

有価証券の科目

見直しを放置していた結果、 ではないが、 し利益の付け替えをしていたわけ 事例1は、 関係会社との単価の 意図的に単価 を調整

間でどのような取引があるかを確

します。それに基づき、

要をヒアリングする際、

関係会社

利益移転として問題視されます。 例です。 ·価×数量)では高額となり、 特に数量が多いと総額

的に確認する必要があります。

なります。 引価格に合理性があるかが重要と ならないという意味ではなく、 数量、地域性等に照らして取 納

とが大切です。 原価計算等で適正性を担保するこ

関係会社間 方的な経費負担

関係会社が経費を負担しなかっ

をするべきものとして、 合です。 して経理事務を行なったりする場 資料や管理会計資料を本社が管理 元化したり、 求書の発行や入金管理の作業を一 事例2は、 関係会社でも相応の負担 各社ごとの財務会計 グループ企業間で請 問題とな

金に該当するとして問題になる事

会社間

(特に親子会社間)

担になっているケースなど、

関係

|や事務コストが一方の会社負

と比準し、取引価格が適正か定期 必ずしも他者と同額でなければ 実務上の留意点としては、 他者

比準すべきものがない場合は、

等何らかの合理的な基準で按 もすべて親会社が行なっている 用面積や社員数、役務提供の工数 ケースがあり、 費用負担 の主導で進められることが多く、 のときは、子会社の業務は親会社 がしばしばあります。 負担があいまいになっていること 特に子会社が設立されたばかり 経費の負担割合は、 (人的役務負担を含む 注意が必要です。 お互いの使

年1回は見直しましょう。 てしまっていることもあるので、 この基準は定期的に見直さな 税務調査時に実態とかけ離れ

し、負担額を算出します。

損失負担 親会社の子会社に対する

支援する事例 整理・再建のために子会社を

否かは判断が難しいところがあり 放棄や支援を行なう事例です。 会社の整理や再建のために、 この場合、 次三事例3-1は、 損失負担が寄附金か 親会社が子 債権

27

に入居している関係会社で、

家賃

ほかにも、

同じオフィスの区

画

で経費

■事例3-1 整理・再建のために子会社を支援する事例

- E社は、海産物の加工および卸売業者。2015年に新たな業態として、 レストラン事業のため F 子会社(資本金: E 社 80%、その他仕入業者 20%)を設立し店舗を立ち上げた
- ○当初は、F子会社の売上等はほぼ予定どおりであったが、2020年 の新型コロナウイルス感染症のため、営業自粛や時短営業等を行な い、売上が激減して、大きく損失を計上した。2023年5月までの間、 E社からの資金援助を受けながら事業を継続したものの、通常営業 再開後も人手不足や材料費等の高騰もあり、事業を継続するために、 E社はF子会社に対する貸付金および売掛金の一部を債権放棄する ことも検討している

< E社からの資金貸与等(2024年6月現在)>

2015年 5.000万円貸付け(設備資金の一部) 残 4,000 万円 1.000 万円貸付け(運転資金) 残 1.000 万円 2023年 1,000 万円貸付け(再開のための運転資金) 残 1,000 万円 売掛金で未回収のもの(ほぼ6か月分) 残 1,200 万円

> ●図表 1 損失負担等の経済合理性(総合判断)

- 損失負担等を受ける者は、「子会社等」に該当するか
- 子会社等は経営危機に陥っているか(倒産の危機にあるか)
- 損失負担等を行なうことは相当か(支援者にとって相当な理由 はあるか)
- 損失負担等の額(支援額)は合理的であるか(過剰支援になっ ていないか)
- 整理・再建管理はなされているか(その後の子会社等の立ち直 り状況に応じて支援額を見直すこととされているか)
- 損失負担等をする支援者の範囲は相当であるか(特定の債権者 等が意図的に加わっていないなどの恣意性がないか)
- 損失負担等の額の割合は合理的であるか(特定の債権者だけが 不当に負担を重くし、または免れていないか)
- ※国税庁HP/法令等/質疑応答事例/法人税/合理的な整理計画又は再建 計画とは

防止 す 基づく等の相当な理 は寄附金に該当しないとしていま 無利息貸付け (図表1)。 のための合理的 。 同 9 記な再 一由がある場合 4 建 計 $\stackrel{\cdot}{\underline{\mathcal{D}}}$ 画に

損失負担が寄附金に該当 しないための注意点

らかであり、

それをするに至った

図

表1のうち、

実務上重要なの

の倒産危機

(<u>2</u>)

親

ことに相当な理由がある場合

なければ今後より大きな損失を蒙

(1)

ることになることが社会通念上明

ると考えられるからです。

(寄附金)

とは実態

心が異な

国税庁では、

「損失負担

等をし

念上果たすべき責務を負う場合が

子会社に対する支援は単純

親会社は子会社

のために社会通

人税基本通達

9

4

1

倒

産

0 額 資金繰りが逼迫しており、 ②の倒産危機とは、 の適正性 <u>4</u> です。 債務超過

あると判断される場合です。 努力では倒産危機の回避が困難で 値(収支計画、 当該倒産危機は、 推測できるものであることが必 資金繰り等) 短期的 自己 か

社等の支援 0 理 由 負

要なので、それぞれ資料を作成 は財務

担

信用維持、 今後より大きな損失を被ることが との関係性が挙げられます。 的な一体性や、 ③ は、 また、親会社が現状のままでは 親会社と子会社との 親会社と子会社債権者 親会社の対外的な 社会

る場合も含まれます。 りも回収可能額の増加が見込まれ により、子会社が倒産した場合よ 社会通念上明らかな場合や、 支援

なります。 低限と認められるかがポイントと 建計画等を作成 ④は、②で作成した資料から再 Ű, 支援が必要最

当然、子会社等の自助努力が前 を先に検討する必要があります。 株式化)を含む〕、 資本金の補強 劣後ローンへの借換え) 棄の前に、貸付金の条件の見直し 限と認められるためには、 無利息貸付、 子会社に対する支援が必要最低 D E S D D S 経費の負担等 (借入金の (借入金 を含む〕、 債権放

(2) 融資が寄附金とみなされ ないための注意点

となります。

権かという点も重要です。 子会社等の経営不振は、 どのような状況で発生した債 権放棄を検討する場合は、 気に V

企業実務 2024. 10

検討することとなります。

■事例3-2 出向元・出向先で給与等の 負担が不公平な事例

E社はF社に2名の従業員を 出向させている



<従業員①>

- ○時期:2015年の店舗開設から現在の職務に ている
- ○職務:F社の店舗マネージャー(部長待遇)、E 社役員会に出席(1回/月)
- ○報酬: E社より年800万円支払う。F社からE 社に同額の負担金を支払う
- ○その他:2021年から、勤務時間の1/3程度E 社に出勤し、E社の業務に従事する F社からE社への負担金は、1/2に減額して支 払う

<従業員②>

支払う予定

- ○時期:2023年の店舗再開から現在の職務につい ている
- ○職務:店舗スタッフ (F社の補充要員として)
- ○報酬: E社より年 400 万円支払う。F社からE 社へ負担金の支払いはなし ただし業績が回復したら、F社からE社に同額を

(2)

出向元からその者へ全額給

金を出向元が支払う場合 差額がある場合は、

当の負担金を出向元へ支払 与等を支払い、出向先は相

の支援もその都度行なわれること る場合が多く、 が通常です。 というよりは数年かけて徐 親会社の融資など 々に陥

その融資は実態として寄附金とみ れることもあります。 返済の見込みがなかったと判断さ 親会社が整理等の意思決定をし 過去のいくつかの融資は その場合、

ても仕方ありません。 なされる場合があります。 損益も赤字であれば、 収見込みはないものと判 数年間継続して債務超過等でか 客観的に 一断され

は、 この場合、 当時の状況でも将来回収する 会社側の反論として

> することが必要です。 業計画や将来の損益予想等で説明 見込みがあったことを子会社 近の事

行なう場合は、 行なうことが重要です。 定する前から、 いずれにしても、 損失負担を意思決 合理性を意識して 子会社支援を

関係会社への

であり、 することがあります。 元の企業に在籍したままの異動 関 係 会社間では、 出 向者への給与等支払い 従 出 業員が出 一向は、 出 向

> 国内出向に多くみられます)。 があります(①は海外出向、 (2) ば

0) 供与があったとして、 出 割合が大きくなっている場合に、 ている給与(もしくは負担金)が 問題が生じます。 向元から出向先に経済的利益 額であり、 税務調査では、 その分出向元の負担 出向先が支払っ 寄附金課税

られます。

こともあります。 であることが多く、 業立上げの土台づくり等) 績不振子会社のてこ入れ、 向は倒産危機に陥る前の支援 問題はありませんが、 担等の経済合理性」を満たすなら 摘され 出向の理由が子会社支援である やすいものといえます。 前述の 寄附金として 一般的に出 「損失負 新規事 が理由 (業

担が不公平な事例出向元・出向先で給与等の負

事例3-2では、

従業員(

1

割合に不一致があります。 各社の業務従事割合と給与の そのことに経済的な合理性 負担 もし

(1)

出向先からその者の職位等を

向元での想定される年収とに 考慮し支払い、その総額と出

補てん

くは相当な理由がなけれ

減少した場合や、F社での業務時 合は1/2である)場合であれば、 なっている(実質的な業務従事割 間内に明らかにE社の業務を行 業務量)が従前より1/2程度に 務が減少したため、 粛による閉店の期間 は寄附金とみなされます。 定の経済的合理性はあると考え たとえばF社で、 があり、 店舗マネジャー業 業務 店舗の営業自 (または時短 (職責と

ています。 わらず、E社が全額給与負担 社で業務を行なっているにもかか 従業員②は、 2023年からF

※一図表2)。 その出向が再建計画の一環として に該当する可能性があります いといった理由だけでは、 められます。 の行為であれば経済的合理性が認 このケースでは、 [向の理由ですが、前述のとおり、 単にF社の業績が悪 子会社支援が 寄附金

0) 税務調査官は、 務状況、 給与の支払い方や、 特に出向元の業務と 出 向している者 出 前先で

●図表2 相当な負担額の例(その者の実態に合うもの)

出向元と同額の給与等の額

3

- 2 出向先の基準に従った給与等の額
 - 出向先で行なう業務量(日数、時間)に応じた給与相当 額(出向元の業務も行なっている場合等)

海外関係会社との取引で問題となりやすい項目 ●図表3

① 海外子会社へ技術指導等の目的で出張した場合の出張費精算

子会社に対する技術支援等の支援であれば、役務提供の対価を 得る必要がある

- ○役務提供額(第三者に請求する金額)もしくは総原価により 算定した金額に一定の利益を乗せて請求 (コストプラス) し、業務内容によって 利益率は検討する必要がある
- ※総原価とは、「出張者の人件費(日当含 む)、往復旅費、現地滞在費、間接費等」 をいう

② 海外子会社へ現地通貨で金銭を貸し付けた場合の金利

日本国内の金利ではなく、借手の信用力、貸付期間、貸付の諸 条件等に基づいて金利等を設定する。具体的には、借手の信用 力を適切に評価し、その信用力をもとに公開データ等から金利 を算定することが求められる

③ 海外子会社へ出向している社員の日本で支払う較差補てん金

日本で支払う留守宅手当は、現地国との較差補てんであれば損 金として認められる。ただし、出向者が現地法人から適正な報 酬を得ていない(例:他者比較等)場合は、較差補てんと認め られない場合がある

④ 海外子会社を設立するにあたっての親会社の費用負担

海外進出を検討するための費用については親会社の負担で問題 ないが、「設立が確実となった日」以後の費用は、原則子会社 の負担となる。よって「設立が確実となった日」を客観的に判 断できるようにしておく必要がある

海外の関係会社との取引 **、移転価格、海外子会社合** 税制を除く

Ж 約

向 完 ·

出向先の間で負担が適正

関連性をヒアリング

出向契

、給与台帳等で事実を確認し、

であるかをチェックします。

会社側の対応として、

出向

元の

措置法66条の4第3項 損金不算入となります を強化しています。 進出に伴い、 会社との取引につ 玉 近年では、 外関連者への寄附金 中 国税当局も海外関 小・中堅企業 て税務調査 (租税特別 は、 全額 0 海

ても資料を残しておきます。

増えているので、

海外出向につ

ておく必要があります。

海外関係会社への出向

が

業務の内容を説明できるようにし

る場合は、

その者の勤務の

\状態

容

業務を兼務している旨の主張をす

です。 なりやすい項目は、 税務調査で寄附金として問題と 図表3の4 0

税務調査対応のポイント

を行なっていることもありま れますが、 海外子会社の成果のために行な をきちんと把握することです。 ①については、 般的に、 出張中に親会社の業 技術指導の役務提供 の内容を記録して、 出張者の 業務内

務 わ は

税務 ておくことが重要です。 調査時に説明できるようにし

けるか、 うかを決めましょう。 応じて、どの通貨で貸付けを行な により算定すべき金利は異なりま 利が異なるため、 ②については、 親会社の事情や現地の状況に 現地通貨で貸し付けるか 日本円で貸し付 国内と海外で金

なります。 ③については、 (標準的) な給与水準が論 現地法人で 点と 0) 適

正

に調べるには、 ても大きく変わるので、 は職制だけではなく、 ることができます。 振興機構のホームページ等で調べ 現地での給与水準は、 現地の求職情 しかし、 業種によ より詳 日本貿易

る場合は、 業活動開始までにタイムラグがあ とに留意しましょう。 業活動の開始はイコール を参考にすることも有用です。 **注する場合が多くあります。** やその他の費用等を親会社 ④については、 出向者・出張者の 会社の設立と事 設立から事 でないこ 諸費 が 負

おくことが 実態で判断 その負担が海外子会社への 負担の か、 ・重要です 内容を調査 親会社の経費なの しますので、 親会社の かは して 仮 Δ

費用

金なの